

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業)

中小企業等におけるPCB使用照明器具の  
LED化によるCO2削減推進事業

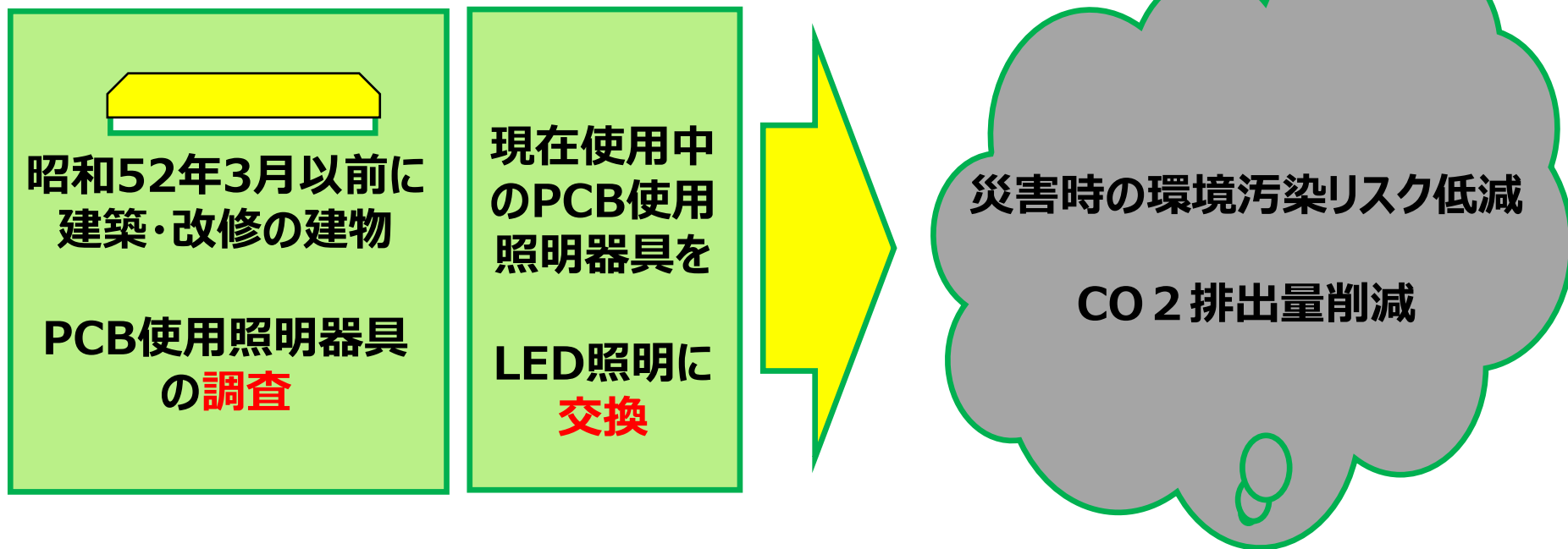
令和3年5月  
一般財団法人 栃木県環境技術協会

本説明会資料は、補助金の対象となる事業や手続きの流れ、申請方法、注意点等の概略資料となります。

申請に当たっては、交付規程、公募要領、補助金交付申請に当たっての留意事項等を確認して下さい。

1. 補助金の対象事業	.....	P4~7
2. 補助金を申請できる者	.....	P8~P9
3. 補助金の交付額（交付率）	.....	P10
4. 手続きの流れ	.....	P12~P13
5. 交付申請書提出時の注意点	.....	P14~P15
6. 事業の進め方の注意点	.....	P16
7. 交付申請期間・提出方法	.....	P17
8. 提出先	.....	P18
9. ファイル方法・提出部数	.....	P19
10. お問い合わせ先	.....	P20

- ① 調査事業
- ② 交換事業
- ③ 調査交換事業



- 1) PCB使用照明器具が使用されている可能性のある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
- 2) 発見されたPCB使用照明器具の処理を確実に行うこと  
高濃度PCB使用安定器について下記のア)～ウ)を全て満たすこと
  - ア) 実績報告書提出日までにPCB特別措置法に基づく届出を都道府県または政令市（指定都市・中核市）に提出
    - イ) JESCOに予備登録または搬入荷姿登録を実績報告書提出日までに完了
    - ウ) 令和5年3月末までに、JESCOと処分委託契約を締結  
(JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社)

- 1) 使用中のPCB使用照明器具の交換であること
- 2) 照明器具の安定器にPCBが使用されていることが確実であること
- 3) 交換により生ずるPCB廃棄物の処理を確実に行うこと  
高濃度PCB使用安定器について下記のア)～ウ)を全て満たすこと
  - ア) 実績報告書提出日までにPCB特別措置法に基づく届出を都道府県または政令市(指定都市・中核市)に提出
    - イ) JESCOに予備登録または搬入荷姿登録を実績報告書提出日までに完了
    - ウ) 令和5年3月末までに、JESCOと処分委託契約を締結
- 4) 交換する照明器具がLED照明器具(グリーン購入法基準を満たす)であること

①調査事業と

②交換事業を

一体的に行う事業

JESCOの北海道事業区域・東京事業区域(下記都道県)で  
次ページの (ア) ~ (カ) 、及び (キ) に該当する者

北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、  
山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、  
新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、  
長野県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県



- (ア) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号) 第2条第1項に定める  
中小企業者
- (イ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人  
のうち中小企業規模相当のもの
- (ウ) 法律により設立された法人のうち中小企業規模相当のもの
- (エ) 地方公共団体のうち中小企業規模相当のもの
- (オ) 個人事業主又は個人
- (カ) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- (キ) 上記(ア)から(カ)に対してリース方式によりLED照明器具を導入する  
民間企業

# 補助金の交付額（交付率）（公募要領P9）



(a) 調査事業	⇒補助対象経費の10分の1 (上限 50万円)
(b) 交換事業	⇒補助対象経費の 3分の1
(c) 調査交換事業	⇒調査の補助対象経費の10分の1 (上限 50万円) ⇒交換の補助対象経費の 3分の1

- ①現在使用中でないPCB照明器具のLED灯への交換費用
- ②PCB廃棄物の収集運搬・保管・処分費用
- ③経年劣化した既設配線の交換費用
- ④PCB照明器具をLED灯に交換する際の場所移動の費用
- ⑤LED灯に交換しないPCB照明器具の撤去費用
- ⑥予備品
- ⑦交付申請等に係る手続き費用（コンサル費）
- ⑧公官庁への申請、届出費用

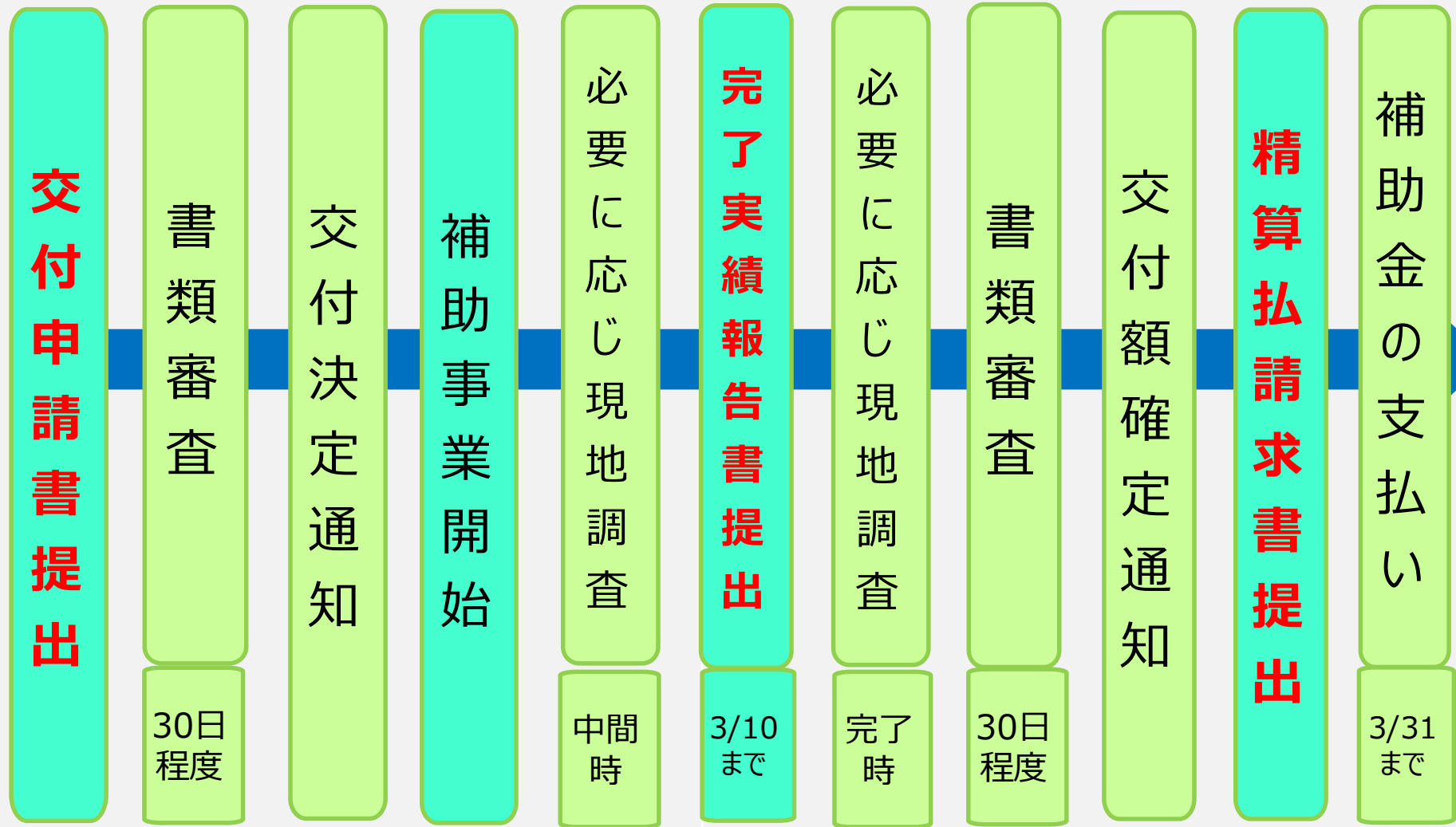
等々



# 手続きの流れ（申請～完了）（公募要領P10～11）

（交付申請～交付決定）

（事業開始～事業完了）



# 手続きの流れ（完了後）



環境大臣あて『事業報告書』の提出（調査事業は提出不要）

令和5年4月30日  
までに提出

CO2削減量報告

令和3年度事業完了日  
～令和5年3月末までの  
期間の削減量

令和6年4月30日  
までに提出

CO2削減量報告

令和5年4月～  
令和6年3月末までの  
1年間の削減量

令和7年4月30日  
までに提出

CO2削減量報告

令和6年4月～  
令和7年3月末までの  
1年間の削減量

協会に提出

令和4年3月31日までに提出

令和3年度事業完了日  
～令和4年3月末までのCO2削減量

令和5年3月31日までに提出

JESCOとの処分委託契約書写し

- 必要書類は、協会HP掲載の『交付申請書提出書類チェックリスト』を参照してください。
- 『交付申請書提出書類チェックリスト』はチェック後、目次として提出してください。
- 以下の資料は、必ず協会HPからダウンロードして下さい  
【様式第1 交付申請書】 【様式第1別紙1】 【様式第1別紙2】  
【既設灯一覧表】 【LED灯一覧表】 【CO2削減量計算表】  
Excelファイルは、自動計算が含まれていますので修正しないでください。
- 記入例は、協会HPに掲載していますので参考にしてください。

## 様式第1別紙【CO2削減量計算表】の説明

- 既設灯の消費電力及び年間点灯時間を入力してください
- LEDの消費電力及び年間点灯時間を入力してください
- 点灯時間は、既設灯とLED灯を一致させてください
- 既設灯とLED灯の台数を一致させてください
- 令和3年度排出係数は、0.000470[t-CO2/kWh]とする

- 交付決定通知日以降に事業を開始（発注・もしくは契約）
- 発注には、2者以上の見積合わせが必要
- 随意契約による場合は、協会の事前承認が必要
- 事業完了日(支払日)は、令和4年2月28日まで
- 完了実績報告書の提出期限は、事業完了日から30日以内、又は令和4年3月10日のいずれか早い日まで
- 協会の補助金の支払い(入金)は、令和4年3月31日まで



- 期間：令和3年5月24日（月）～令和4年1月31日15時必着  
（予算額に達した場合、公募期間を終了します）
- 郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）持ち込み不可  
（期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が協会の事情に  
起因しないものについては受理しません）
- 到着順に審査します

- ◆ 宛名面に『**交付申請書**』・『**事業名**』を朱記書きしてください。
  - ・ 「**交付申請書**」
  - ・ 事業名：「**調査**」「**交換**」「**調査交換**」のいずれかを明記

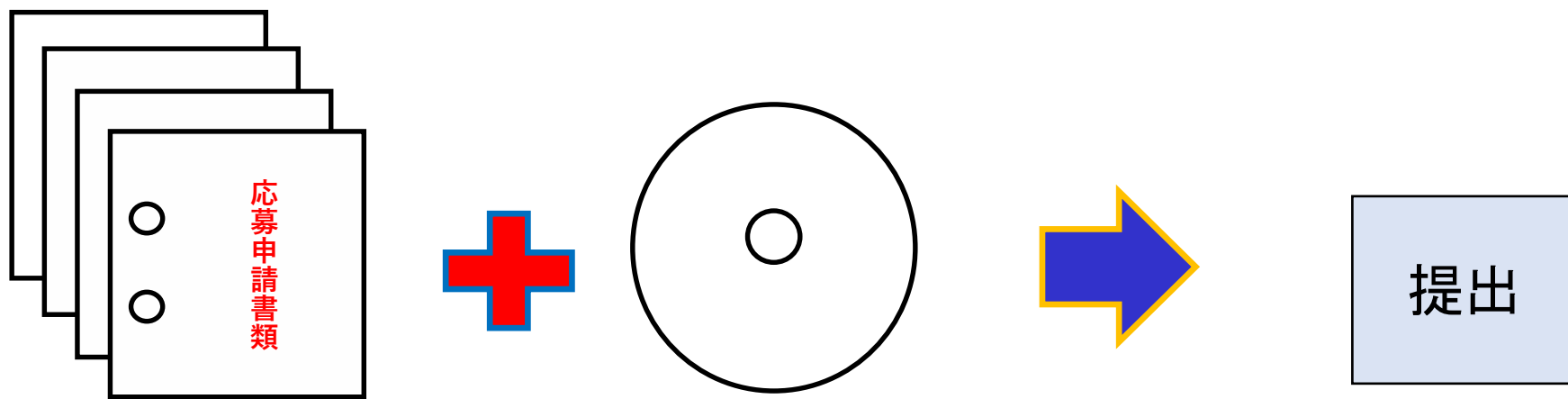
- ◆ 提出先  
一般財団法人 栃木県環境技術協会  
補助事業部あて  
〒329-1198 栃木県宇都宮市下岡本町2145-13

## ◆ 正本：1部

- 『交付申請書提出書類チェックリスト』と同じ番号のインデックスラベルを付けて、紙ファイルに綴じてください
- ファイルの表紙面・背表紙に、年度・交付申請書・事業名(調査・交換・調査交換)・事業者名を記載

## ◆ 電子媒体(CDRW/DVDRW)：1部（正本の内容すべて）

- CDRW/DVDRWに応募者名・事業名を記入
- 格納するファイル名は、インデックスラベルと同じ番号を付ける



提出いただいた資料は返却しません

## <お問い合わせ先>

一般財団法人栃木県環境技術協会 補助事業部

mail : [tochikankyou.hojo@nifty.com](mailto:tochikankyou.hojo@nifty.com)

tel : 028-671-1781

## <協会URL>

<http://tochikankyou.com/hojo/index.html>

- 公募についてのお問い合わせは、協会・補助事業ホームページの『お問い合わせ』ページにフォームを掲載しています。
- 質問事項を記入して『メールを送信する』をクリックするとメーラーが起動します。
- 電子メールを使用されない方は、電話の問合せも受け付けます。
- お問い合わせの期間：令和4年1月24日（月）まで